

第 33 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 6 年 3 月 4 日 (月) 15 時 00 分～16 時 30 分

2. 場所 黒部市役所 3 階 301 会議室

3. 出席委員 13 名

農業委員 13 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	6 番 能澤 喬之	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子
9 番 大坪 敏郎	10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨
13 番 佐々木 智			

4. 欠席委員 1 名

14 番 中坂 稔

5. 農業委員会事務局 4 名

事務局長 平野 孝英

係 長 小森 亘

主 任 中陳 栄

主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 116 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

(4) 議案第 117 号 令和 5 年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 33 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

高村 茂良委員、能澤 喬之委員の両委員を指名します。

会 長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

中坂 稔委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 114 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

◎議案第 114 号

事務局：議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。
3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 前沢地区 前沢〇〇番〇 地目：田 計 341 m²について。

譲渡人：黒部市山田 〇〇さんから、譲受人：黒部市前沢 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は贈与です。

申請地の隣接地が譲受人の居宅であり、これまで自家野菜のため畑作をしてこられました。水田利用のための取水口は無いため、白菜やダイコンなどの野菜を耕作しており、季節に応じてジャガイモ、ニンジン、玉ねぎ等を耕作しています。作付け種類、通作距離、耕作物の消費など今後も継続して農地を利用すると総合的に判断できることから許可相当と考えられます。

〈2 番〉 前沢地区 山田新〇〇番 地目：田 計 191 m²について。

譲渡人：黒部市山田 〇〇さんから、譲受人：黒部市山田新 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は贈与です。

譲受人の居宅は、申請地から西側 30 メートルほどにあり、今後畑作をするための通作距離は適当と考えられます。また畑で自家野菜のため利用していきたいとのことから申請がありました。博美氏宅と申請地の間にある田んぼは現在、R&V のぞわ農場が耕作しており、隣接する本申請地が畑作利用される件に同意済みであります。R&V のぞわ農場に確認したところ、畦や排水路を整備し今後も水稻を続けることを確認しております。関係者合意上であり、今後、申請地の農業上の利用が見込まれるため許可相当と考えられます。

計 2 件 2 筆 532 m²です。事務局からは以上です。

会長：それでは、議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番、2 番の案件について、前沢地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 115 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 115 号

事務局：議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、1 件
ございます。5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 田家地区 山田〇〇番〇外 2 筆 地目：田 現況：田の 3 筆 2,808 m²について。

譲受人 福井県福井市成和二丁目 〇〇へ

譲渡人 東京都世田谷区桜新町 2 丁目 〇〇さんからであり、転用目的は太陽光発電
です。

譲渡人は県外に在住しており、申請地は現在耕作放棄地となっています。

譲受人は福井市に本店がある太陽光発電の製品販売、取付工事や施工など行う会社で
あり、今回譲受人が田家地内で太陽光発電の設置を検討し、両者同意となったことから
申請となりました。太陽光発電施設整備後は、施設の管理や発電などは北陸電力に
賃貸し管理するとのことです。

今回、隣接耕作者の同意について 1 名から同意が得られていないため、これについて
経緯書が添付されています。この隣接耕作者は隣接所有者ですが、現在は耕作してお
らず（細目書では自己保全となっており）、同意についても本申請が隣接農地に影響を
与えるための反対ではなく、自宅への反射光を理由に反対しているとのことであり、
複数回にわたり関係者同席の下、合意について譲受人等で説明を行っておりますが、
押印されませんでした。事務局でも現地確認を行い、また譲受人への聴き取りや申請
内容等からも隣接農地に影響を与える計画とはいえないため、また今後の維持管理や
耕作放棄地解消の観点から考えても問題はないと判断いたします。

以上、1 件 3 筆 2,808 m²です。

議案の詳細につきましては、A3 の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認
ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて審議を行います。1 番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長理：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙申請
の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

会 長：続きまして、議案第 116 号「令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について」審議い
たします。

本議案については、当委員会の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と〇〇委員に関するこ
とが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の
退席を命じます。

このあとの進行については、山本職務代理にお願いいたします。

職務代理：それでは事務局から説明願います。

◎議案第 116 号

事務局：議案第 116 号、農用地利用集積計画について説明いたします。7 ページをご覧ください。

今回は、令和 6 年 1 月 23 日から令和 6 年 2 月 20 日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、今回は、新規 6 年未満 40,660 m²、新規 6 年以上 65,758 m²、再設定 6 年未満が 37,561 m²、再設定 6 年以上が 269,707 m²です。

9 ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

石田地区	7 件	11,128 m ²
田家地区	7 件	15,051 m ²
村椿地区	5 件	55,842 m ²
大布施地区	1 件	4,810 m ²
三日市地区	1 件	1,001 m ²
前沢地区	1 件	4,341 m ²
荻生地区	3 件	24,804 m ²
若栗地区	6 件	40,466 m ²
東布施地区	1 件	779 m ²
下立地区	14 件	36,746 m ²
浦山地区	37 件	218,718 m ²

総件数は 83 件で、利用権設定面積は 413,686 m²となっております。

10 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。

石田地区	1 件	1,200 m ²
田家地区	2 件	2,916 m ²
村椿地区	5 件	19,640 m ²
前沢地区	1 件	532 m ²
荻生地区	1 件	9,431 m ²
下立地区	4 件	8,900 m ²

解約の理由は、いずれも耕作者変更に伴う解約です。

総件数は 14 件で、解約面積合計は 42,619 m²となっております。

11 ページをご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,134 万 1,010 m²を 2,514 万 5,699 m²で割りますと、45.1%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 213 万 5,498 m²を 2,514 万 5,699 m²で割りますと、設定率 8.5%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

職務代理：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第 116 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と〇〇委員の入室を許可いたします。

会 長：続きまして、議案第 117 号「令和 5 年度農用地利用集積等促進計画について」審議いたします。事務局より説明願います。

事務局：今回、機構を通した利用権の申請があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定において「農用地利用集積等促進計画の案を作成し、必要があると認められるときは農業委員の意見を聴くものとする。」とあることから、農業委員会総会において一つの議案として諮りたいと思います。

また、細かい事ですが、計画名も農業経営基盤強化促進法と若干異なっておりまして、農地中間管理事業推進法では農用地利用集積「等促進」計画としており、「等促進」が追加されております。

また補足事項になりますが、地域計画の意見交換会で紹介しているとおり、令和 7 年 4 月からは農地中間管理機構を通した利用権に一元化される予定となっております。それでは、議案第 117 号、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。35、36 ページをご覧ください。

今回は、令和 6 年 1 月 23 日から令和 6 年 2 月 20 日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、新規 6 年未満 10,837 m²です。

37 ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

荻生地区	1 件	10,837 m ²
------	-----	-----------------------

総件数は 1 件で、利用権設定面積は 10,837 m²となっております。

今回の利用権設定の詳細につきましては、38 ページに記載されておりますので、ご一読ください。表の見方ですが、右側が貸し手の情報であり、集積されることを示しております。中央に農地中間管理機構である富山県農林水産公社、その利用権の所在地、地目、面積、期間です。左側が借り手の情報となり、配分されることを示しております。

農用地利用集積等促進計画につきまして、事務局からは以上です。

会 長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 117 号 令和 5 年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16 時 30 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

4 番

6 番
